

調査票情報の二次的利用の促進

西郷 浩

本稿の執筆依頼を受けたとき、偶然にも独立行政法人統計センターの理事を務めていた。統計センターは、二次的利用のための調査票情報の提供を業務の1つとしている。退任を機に、調査票情報の二次的利用について私見を述べる。

まず、統計センターの業務について簡単に紹介する。統計センターの業務には、公的統計の製表、製表された統計の公開、統計調査の支援・実施などが含まれる。統計センターが製表する公的統計は多数に及ぶ。それら1つ1つに定められた公表時点が守られるように作業計画が立てられる。大規模な調査については、集計に必要な労働量が人日単位で事前に計算され、短期的に人員配置が変更されることもある。こうした作業の様子は製造業に近い。製表以外の業務についても、連続と続く公的統計の調査実施・結果公表に合わせて計画が組まれる。

それらに比べると、二次的利用に関連する業務は性質が異なる。提供可能となった公的統計が不定期に到着する。利用申請も不定期で、それらの内容もまちまちである。利用者の経験についても、複数回申請したことのある経験者から初心者まで、さまざまである。そうした多様な状況への対応は、必然的に個別になる。

提供開始前は、二次的利用の全体像がつかめず、申請手続きなどが手探りで決められていったと聞く。現在では、提供業務も軌道に乗り、利用者の声に応じて提供方法を徐々に改善する段階に入っている。たとえば、利用申請から利用開始までの期間は以前より短くなり、調査票情報については府省ごとにあった窓口を一元化した上で申請を容易にしたe-Microが開発され、総務省「国勢統計」のオーダーメード集計については作表をイメージしやすい申請支援ツールが提供されている。

しかし、提供のさらなる早期化など、利用者の

要望もまだあるとも聞く。私見では、こうした不満の一因は、調査票情報の保護の基準について、利用者が想定するものと提供者が遵守すべきものとの開きがあることにある。利用者は、「すでに電子化されている調査票情報を提供するのだから、実質的な手間はほとんどなく、申請から提供までの時間は事務手続きに費やされている」と想定する。実際には、申請によって作成される統計表や分析結果が統計法に抵触しないかが慎重に審査される。その審査基準は、利用者が想像するよりも厳しい。たとえば、開示リスクが比較的低いと思える中央値などの分位点についても、近隣の値からそれが孤立していれば、個体特定化のリスクが生じる。提供する側は、そのような場合にも備えなければならない。

こうした不満を減らすためには、審査基準について、利用者の意見を吸い上げる仕組みが必要だろう。統計センターを含めた統計作成部局は、業務に必要な事項（たとえば、欠測値の補完）は研究しているものの、統計データから有用な知見を得るという研究を本務とはしていない。利用者がどのような希望を持つかについては、利用者自身から意見を聴取するのが早道だろう。

同時に、二次的利用ならではの分析を利用者が示すことも大切だろう。たとえば、総務省「社会生活基本統計」（生活時間の配分や余暇活動を把握することを目的とした基幹統計）を利用して、災害発生時の人的被害の大きさを複数の自治体が試算している。このような、統計作成者が意図していなかった目的に公的統計が有効に活用される事例が多く示されれば、利用しやすい二次的利用の在り方を提供者側が考えるのに役立つだろう。

（さいごう・ひろし 早稲田大学政治経済学術院教授）